

報道機関各位

令和7年9月4日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

室長補佐 佐藤眞一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和7年度熊本県最低賃金の改正答申について —熊本地方最低賃金審議会—

1. 熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田賀世）は、本年7月15日（火）熊本労働局長から「熊本県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねた結果、本年9月4日（木）に結論を取りまとめ、同日熊本労働局長に対し「時間額1,034円」「令和8年1月1日発効」とする旨の答申を行いました。
2. 答申された「時間額1,034円」は、現行の熊本県最低賃金（時間額952円）を「82円」引上げるものとなっています。熊本地方最低賃金審議会においては、去る8月7日、中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合64円引上げ）を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項による三要素を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申をまとめられたものです。
※ 三要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力
3. この答申を受けて熊本労働局長は、令和8年1月1日からの効力発生（予定）に向けて、答申の内容についての異議申出などの所要の進めを進めてまいります。

熊本県の最低賃金額の推移

| 年度 | 時間額（円） | 引上額（円） | 引上率（％） | 発効日 |
|-------|--------|--------|--------|-------------|
| 平成17年 | 609円 | 2円 | 0.33% | 平成17年10月1日 |
| 平成18年 | 612円 | 3円 | 0.49% | 平成18年10月1日 |
| 平成19年 | 620円 | 8円 | 1.31% | 平成19年10月25日 |
| 平成20年 | 628円 | 8円 | 1.29% | 平成20年10月17日 |
| 平成21年 | 630円 | 2円 | 0.32% | 平成21年10月18日 |
| 平成22年 | 643円 | 13円 | 2.06% | 平成22年11月5日 |
| 平成23年 | 647円 | 4円 | 0.62% | 平成23年10月20日 |
| 平成24年 | 653円 | 6円 | 0.93% | 平成24年10月1日 |
| 平成25年 | 664円 | 11円 | 1.68% | 平成25年10月30日 |
| 平成26年 | 677円 | 13円 | 1.96% | 平成26年10月1日 |
| 平成27年 | 694円 | 17円 | 2.51% | 平成27年10月17日 |
| 平成28年 | 715円 | 21円 | 3.03% | 平成28年10月1日 |
| 平成29年 | 737円 | 22円 | 3.08% | 平成29年10月1日 |
| 平成30年 | 762円 | 25円 | 3.39% | 平成30年10月1日 |
| 令和元年 | 790円 | 28円 | 3.67% | 令和元年10月1日 |
| 令和2年 | 793円 | 3円 | 0.38% | 令和2年10月1日 |
| 令和3年 | 821円 | 28円 | 3.53% | 令和3年10月1日 |
| 令和4年 | 853円 | 32円 | 3.90% | 令和4年10月1日 |
| 令和5年 | 898円 | 45円 | 5.28% | 令和5年10月8日 |
| 令和6年 | 952円 | 54円 | 6.01% | 令和6年10月5日 |
| 令和7年 | 1,034円 | 82円 | 8.61% | 令和8年1月1日予定 |